



5年度の予算が成立しました

市議会第1回定例会において、5年度予算が審議され、原案のとおり成立しました。それぞれの予算書は市HPでご覧になれます。
☎財政課 ☎042・470・7706
(この記事は2面に続きます)



市HP

5年度

東久留米市 当初予算

一般会計予算は、総額で456億5,600万円(前年度比6億2,000万円、1.4%の増)となりました。主な増加要因として、障害福祉サービス費などの民生費の増加や、大規模・中規模改造工事費などの教育費の増加などが挙げられます。
一般会計に3特別会計(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)を合わせた総額では、722億2,454万6千円(前年度比11億6,814万6千円、1.6%の増)となりました。下水道事業会計は、収益的収支のうち、収入が23億2,888万3千円、支出が22億7,518万9千円、資本的収支のうち、収入が13億7,469万6千円、支出が21億6,803万7千円となりました。

会計	令和5年度	令和4年度	増減率
一般会計	456億5,600万円	450億3,600万円	1.4%
国民健康保険特別会計	120億5,727万9千円	118億9,243万3千円	1.4%
後期高齢者医療特別会計	37億1,686万3千円	35億7,026万円	4.1%
介護保険特別会計	107億9,440万4千円	105億5,770万7千円	2.2%
合計	722億2,454万6千円	710億5,640万円	1.6%

収支	令和5年度	令和4年度	増減率
収益的収支(収入)	23億2,888万3千円	23億7,576万8千円	△2.0%
収益的収支(支出)	22億7,518万9千円	22億9,370万9千円	△0.8%
資本的収支(収入)	13億7,469万6千円	11億141万8千円	24.8%
資本的収支(支出)	21億6,803万7千円	18億9,196万5千円	14.6%

一般会計

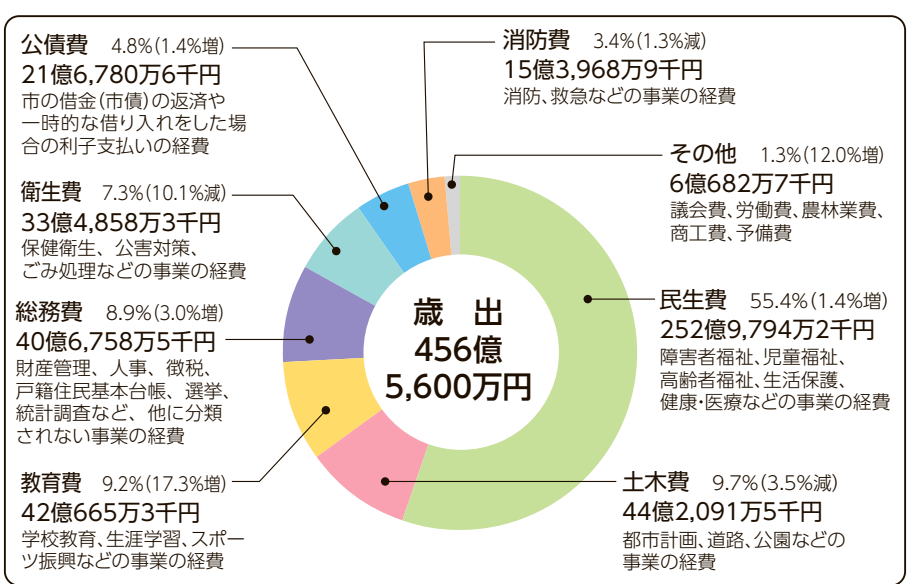
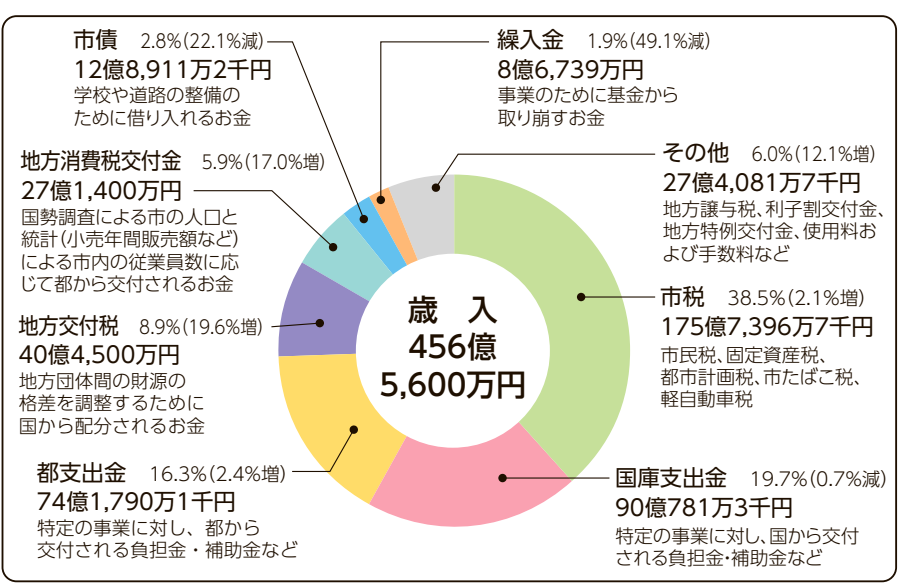
※各項目に含まれる職員人件費の合計…48億8,178万8千円(前年度比3.4%減)

歳入

歳入の根幹である市税は、所得割の増などによる個人市民税の増加や、企業収益の増による法人市民税の増加などにより、市税全体で175億7,396万7千円(前年度比3億6,103万9千円、2.1%の増)と見込んでいます。

歳出

5年度は、まちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」の実現に向けて市政を前進させるとともに、次の50年に向けての礎となる一步を踏み出すため、「未来志向の公共施設マネジメント」「人にやさしいデジタル化」「子どもたちへの投資」の3点を重点的に取り組む事項とし、予算を措置しました。



基本目標ごとの新規事業・拡大事業など

5年度に予定している主な事業を、東久留米市第5次長期総合計画における基本目標ごとに記載しています。詳細は市庁をご覧ください。
〔重点〕は重点事項に係る事業、〔新規〕は新規事業、〔拡充〕は拡充事業、〔継続〕は継続事業です。



基本構想実現のために

すべての基本目標それぞれに必要な基本的な取り組みです。

重点継続書かない窓口の導入

予算額4,518万4千円

6月より、市民課窓口で「書かない窓口」を開始し、総合窓口化への第一歩を踏み出します。



重点新規聴覚障害者等コミュニケーション支援ツールの導入

予算額30万5千円

聴覚での聞き取りが困難な方なども安心してご利用いただけるよう、窓口到手話通訳者とのビデオ通話や音声文字化して会話ができるアプリを備えた端末を設置します。

共に創るにぎわいあふれるまち

新規スポーツセンターLED照明交換工事実施設計

予算額244万2千円

第一体育室とプールの照明をLED化するため、実施設計を行います。



新規規ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業

予算額562万5千円

農業者が行うハウス栽培の温室効果ガス削減に係る施設整備経費の一部を助成します。



安心して快適にすごせるまち

新規規都市公園ストックマネジメント検討

予算額474万6千円

約150カ所設置している都市公園について、多面的な機能を最大限発揮できるようストック効果向上に向けて、ボール遊びのできる公園整備を含めた公園のあり方について検討を行います。



上の原東公園

継続続東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業

予算額10億3,839万1千円

継続続道路舗装補修工事等

予算額3億1,508万4千円

いきいきと健康に暮らせるまち

継続続認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助、地域密着型サービス等整備推進事業補助、介護施設等の開設準備経費等支援事業補助

予算額2億395万8千円

第8期介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者グループホームと併設の看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を予定している事業者等に対して、施設整備に係る経費の一部を補助します。



子どもが豊かに成長できるまち

重点継続子育て応援アプリの導入

予算額78万1千円

子育て情報メールの定期配信や母子健康手帳を補完する機能を有するアプリを導入し、育児不安を招かないよう妊娠期から子育て世帯を支援します。



重点継続中学校へのICT機器配備

予算額1,492万円

ICT教育推進のため、全市立中学校の全普通教室でプロジェクターおよびスクリーンを使用できるよう環境整備します。

重点拡充不登校対策事業

予算額965万7千円

市立学校に在籍する不登校児童・生徒の社会的自立を支援する「学習適応教室(成美会館)」の分室を、わくわく健康プラザの一室に開設します。

自然と共生する環境にやさしいまち

継続続発電量計測表示装置設置工事

予算額130万円

再生可能エネルギーの利用と脱炭素への関心を高めるため、本庁舎での太陽光パネルなどを利用した非常用電源の整備に合わせて、太陽光による発電量の表示装置を設置します。



市役所本庁舎屋上の太陽光パネル

新規規ナラ枯れ調査

予算額35万7千円

これらは、職員一人一人が自ら考え、工夫し、議論を重ねて形にすることができました。試行錯誤を繰り返して、BPR(業務改革)に取り組み、検討を重ねた結果です。

令和4年度で私が進める政策の土台作りができました。5年度は市民の皆様、これらの取り組みを少しでも実感していただけるよう、引き続き力を尽くしてまいります。

が行われました。原油価格、物価高騰等の影響から引き続き厳しい予算編成でしたが、財政調整基金の投入や市債発行も抑制できた予算案を提案し、可決成立いたしました。

コロナ禍における物価高騰等への対策として、今年の秋頃からの下水道使用料(基本料金の減免や学校等への給食食材費支援、介護・障害福祉施設への支援、4年度困窮世帯受給者への支援などを実施します。継続して国から交付金が見込まれていますので、引き続き、物価高騰等の影響を受けておられる方々への支援策を検討してまいります。

5年度市政での重点的な取り組みとしては、DX・GX(デジタル、グリーン)トランスフォーメーションを基軸に、公共施設マネジメントに関しては市役所本庁舎にて太陽光発電による非常用電源設備が稼働し、老朽化で多くの課題を抱える「未来志向の公共施設の考え方」に沿って検討が始まります。また、デジタル化では、6月に市民課で「書かない窓口」がスタートし、財務会計の電子決裁化に併せて電子請求システム導入へと動き始めます。子どもたちへの投資では、全小学校体育館への空調機設置、第一小学校のトイレ改修設計、全中学校全普通教室のICT対応、不登校対策の充実、南町公園の更なる改善、子育て応援アプリの導入など、その他にも多くの事業に着手し、取り組みを進めます。



令和5年第1回市議会定例会が3月27日に閉会しました。本定例会では、初日に令和5年度施政方針、その後各会派から総括質疑、そして令和5年度当初予算に関して慎重審議

あなたとつくる
まちのミライ

vol.5

これからの公共施設についていっしょに考えよう

閩行政経営課 ☎042・470・7704

このシリーズでは、「公共施設マネジメント」の取り組みについてお知らせしています。

第4回(2月15日号)では、他自治体の先進事例などについてお知らせしました。

最終回の今回は、令和5年度からの市の動きなどについてお知らせします。

これまでの内容

vol.1～4を通して、市の公共施設の現状や取り巻く課題などをお知らせしてきました。施設本来の機能が保てなくなったり、市民サービスが低下したり、ニーズに合わない施設を維持することにならないよう、市は課題に合わせた対策を講じていく必要があります。

市民の皆さんのご意見

これからの公共施設に求めること

- 生き生きとしたものに変えてほしい！
- どんどん集約すべき！
- 一から作らないで、今ある施設を快適に使えるようにしてほしい！
- 利用者に合わせてサッと仕様を変えたり、ラフに役割を変えられる施設にしてほしい！
- 誰もが気軽に寄りやすい場所がほしい！
- 利用者ターゲットが中途半端な施設はいらないよ！
- 施設の数を増やさないで、1つの施設に複数機能を持たせてみては？
- 通うのが楽しみになるような学校にしてほしい！
- 民間の施設や、小学校の空き教室を使用してみては？

この連載が始まってから、たくさんのご意見をいただきました。ご意見をお寄せくださった皆さま、ありがとうございます！



一部抜粋して紹介するよ！

- 魅力的な子育て支援機能がほしい！
- 運営を民間に委託しても、市独自のサービスを提供してほしい！
- 市内の屋内プールを活用すれば、天候にも左右されず、学校の管理負担も軽くできないかな？
- 市立・直営の形にこだわらないで、どんどん民間のノウハウを取り入れてほしい！
- 将来に負担を残さないで！

今の公共施設について

- 施設の使い方が分かりにくい…
- 施設に活気がない…
- 施設機能が充実していない…
- 老朽化が進んでいる…
- 魅力的な施設が少ない…

これからの検討方法について

- 市のブランディング化を真剣に考えてほしい！
- 統廃合などを検討するときは、現状分析をしっかり行ってほしい！
- 検討するときは、市民にも施設の情報をわかりやすく見せてほしい！
- 市民の共感を得られるような動きをしてほしい！
- 積極的に市民の意見を聞いてほしい！
- 市長との座談会を実施してほしい！



たくさんの方々がこれからの公共施設に対していろんな意見を持っていてくれてとってもありがたいね！



いろんな意見はあるけど「よりよい市のミライをつくりたい！」という気持ちはみんなおなじだね！

今後の検討にあたって

市の公共施設の現状に対して、集約すべきなど、見直しを求める声がある一方で、施設を利用している方からの「施設を無くさないでほしい」という声が大きくなり、複合化、多機能化や再編成などの公共施設マネジメントの取り組みが進まないということが起こりがちです。しかし、施設の老朽化や時代の変化から、機能の見直しなどは必要な取り組みです。一部の市民の皆さんにはご不便をおかけすることもあります。よりよい市のミライをつくるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

市は、問題・課題をしっかりと分析し、市民の皆さんのご意見に耳を傾けるとともに、さまざまな可能性を検討しながら、公共施設マネジメントの取り組みを進めていきます。

令和5年度の取り組み

タウンミーティングの開催

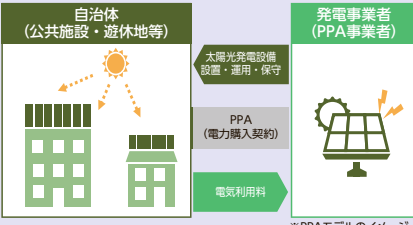
市民の皆さんとの対話の第一歩として、タウンミーティングを開催します。タウンミーティングとは、市長と市民の皆さんが対話する場です。無作為に抽出する2,000人の方に、案内を送付します。届いた方は、ぜひご参加ください。

優先的に検討する施設等

- ▼優先的に検討する施設＝旧下里小学校、生涯学習センター
- ▼太陽光発電設備設置とともに課題解決を進める施設＝わくわく健康プラザ、スポーツセンター

PPA(電力購入契約)モデル導入の検討

新たな付加価値として、公共施設マネジメントの推進にも寄与し、さまざまなポテンシャルが期待できるPPAモデル導入の検討を進めます。



※PPAモデルのイメージ

さいごに…

「あなたとつくる まちのミライ」は、本号で最終回となります。これまでご覧いただき、ありがとうございました。

市は、現実から目を逸らさず、これからの50年間を見据えた公共施設マネジメントに取り組んでいきます。削減一辺倒ではなく、ワクワクするような新たな付加価値を加えた「未来志向の公共施設マネジメント」に向けて取り組んでいきます。

皆さんのご意見をお聞かせください

4月30日(日)まで受付中！

将来に負担を残さないために、公共施設マネジメントは大切な取り組みです。市では、これからも情報提供に努めながら、市民の皆さんと一緒に考えていきます。専用アンケートフォーム (<https://logoform.jp/form/985h/106797>) から、皆さんのご意見をお聞かせください。※ご意見への個別の対応はできかねますので、ご了承ください。

公共施設マネジメントに関する情報は、市HP (<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/gyousaisei/1004653/index.html>) でご覧になれます。



専用アンケートフォーム



市HP

新型コロナウイルス ワクチン関連情報

〇〇市新型コロナワクチンコールセンター（市コールセンター）
☎042・420・7177（土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付）
FAX042・477・0033（聴覚に障害がある方などの相談）
※詳細は市HPをご覧ください。



◆現行のオミクロン株対応のワクチン接種

12歳以上の方を対象とする実施期間は5月7日(日)までとなります。接種を希望する方は早めの接種をご検討ください。

◆現行のオミクロン株対応のワクチン接種の接種券発送

2回目・3回目・4回目の接種を1月16日～31日に行った12歳以上の方への3回目・4回目・5回目の接種券は4月21日(金)に発送予定です。
※接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。
※オミクロン株対応ワクチンは、同一期間中、1人1回のみ接種が可能です。接種が完了した方には次回の接種券は送付されません。

■令和5年春開始接種

市内医療機関による個別接種で実施します。なお、市の集団接種は実施しません。
対象者初回接種（1・2回目接種）を終了した次の方▼65歳以上の高齢者▼5歳～64歳の基礎疾患をお持ちの方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方▼医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者
使用するワクチンファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン
接種実施時期5月8日(月)～8月末

■令和5年春開始接種の接種券発送

前回の接種を2月28日までに行った12歳以上の方への接種券を下表の通り発送予定です。

接種券の発送時期

回数	年齢	発送日
6回目	80歳以上	4月26日(水)
	75歳～79歳	4月28日(金)
	65歳～74歳	5月2日(火)
	59歳以下	4月28日(金)
3～5回目	65歳以上	5月2日(火)・12日(金)

※令和5年春開始接種は、接種券の交付に手続きが必要な場合があります。詳細は市HPおよび広報5年4月1日号3面をご確認ください。なお、64歳以下の方で交付依頼の申請をいただいた方については、6回目の方は4月28日(金)、3～5回目の方は5月2日(火)に発送予定です。



引き続き感染対策を意識し、人と人との距離の確保、手洗い・咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



市HP

4月1日付 市人事異動

市では、4月1日付で部長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職。※は再任用）。

◎部長級

議会事務局局長兼議会議務局長事務取扱※（議会議務局長兼議会議務局次長事務取扱）山下一美▼企画経営室長※（企画経営室長 佐々木弘治）▼総務部長兼管財課主幹事務取扱※（総務部長兼管財課主幹事務取扱 下川尚孝）▼監査事務局長※（監査事務局局長 坂東正樹）

◎課長級

総務部管財課長（子ども家庭部児童青少年課長 桑原直人）▼市民部産業政策課長兼農業委員会事務局局長（市民部産業政策課長兼振興企画係長 事務取扱 兼 農業委員会事務局 長 板倉正弥）▼市民部納税課長※（市民部納税課長 保木本健一）▼環境安全部こみ対策課長（総務部管財課長 山口宏之）▼福祉保健部介護福祉課長（会計課長 廣瀬明子）▼子ども家庭部主幹（仮称）こども家庭センター準備担当（教育部教育総務課長 傳智則）▼子ども家庭部児童青少年課長（福祉保健部健康課主幹）新型コロナウイルスワクチン接種担当（弓削丈士）▼会計課長（環境安全部こみ対策課長 後藤寿之）▼教育部教育総務課長（福祉保健部介護福祉課長 田中徳彦）▼教育部指導室主幹・統括指導主事（東京都 森山健史）

1
6

職員課 ☎042・470・77

5月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先	
法律相談(各日 8 人)	2 日(火)	午前10時から	弁護士	4 月25日(火)	市役所 2 階 相談室	各予約開始日の午前 8 時半から電話で 生活文化課 ☎042・470・7738	
	10日(水)						
	17日(水)						
	24日(水)						
不動産・相続・会社の 登記等相談(5 人)	2 日(火)	午後 1 時から	司法書士	4 月24日(月)			
表示登記・土地の境 界等登記相談(4 人)		午前10時から	土地家屋 調査士				
相続・遺言・成年後 見等手続き相談 (5 人)	10日(水)	午後 1 時から	行政書士	4 月27日(木)			
税務相談(5 人)	17日(水)	午後 1 時半か ら	税理士	5 月 9 日(火)			
人権・身の上相談 (4 人)			人権擁護 委員	5 月11日(木)			
不動産取引相談 (5 人)	11日(木)	午後 1 時から	宅地建物 取引士	4 月25日(火)			
交通事故相談(5 人)	24日(水)	午前10時から	弁護士	5 月18日(木)			
年金・労災・雇用・ 保険・人事管理等相 談(4 人)			社会保険 労務士				
女性の悩みごと相談 (4 人)	8 日(月)	午前10時半～ 午後 4 時半	女性カ운 セラー	4 月19日(水)		各予約開始日の午前 9 時から電話で 男女平等推進セン ター ☎042・472・0061	
	12日(金)						
	15日(月)						
	22日(月)						
女性弁護士による法 律相談(4 人)	29日(月)						
	12日(金)	午前 9 時半～ 午後 0 時半	女性弁護士	4 月21日(金)			
経営相談	平日	午前10時半～ 午後 4 時半	市商工会 経営指導員	前日まで予 約可	市商工会館		市商工会 ☎042・471・7577

相談内容	相談日	時間	相談員	場所	問い合わせ先
耐震相談	5月は実施しません(次回は6月9日(金)実施予定)				施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	市役所2階児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
身体障害者相談	12日(金)	午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室	前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
知的障害者相談	10日(水)		知的障害者相談員		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所2階ワークコーナー	直接会場で
住宅増改築相談	11日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば	
消費者相談	平日	午前10時～正午	消費生活相談員	市役所2階生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505
行政相談	10日(水)		行政相談委員	市役所2階生活文化課	生活文化課 ☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741

都から東京おこめクーポン が送られます

低所得世帯の生活を支援するため、都から国産の米や野菜などの食品と引き換えられるクーポンが対象世帯に送られます。

☎令和4年度住民税非課税世帯と家計急変世帯

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象世帯。

☎4月末までに(予定)都から対象世帯へクーポンが順次郵送されます。クーポンに同封されているはがき、またはクーポンに記載された専用サイトから申し込むことで、食品を受け取ることができます

☎東京おこめクーポン事業コールセンター☎03・5249・3553

市民生活や事業者への支援について

市では、5年度も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、長引く原油価格、物価高騰への対応として、「マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額」、「保育所等給食食材費補助」、「学校給食食材費補助」、「障害福祉サービス等事業者及び介護サービス等事業者支援金交付」および「子どもの食の確保緊急対応補助」についての事業を継続するとともに、「容器包装プラスチック用指定収集袋の全戸配布」、「農業機器等整備費補助」、「受験生チャレンジ支援給付金」、「TOKYO GLOBAL GATEWAYでの体験学習の利用料補助」および「下水道使用料の減免」も新たに追加し、市民生活や市内事業者への支援に向けた取り組みを実施します。

詳細は市HPをご覧ください。

☎企画調整課☎042・470・7702



市HP

市税(料)などの納付には 口座振替をご利用ください

☎納税課管理係☎042・470・7729

口座振替は、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。ご自身で納付する手間が省け、納め忘れが無くなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

■利用できる税(料)目

市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)(所有する全ての車両が対象)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

■利用可能な金融機関

★西武信用金庫、★みずほ銀行、★三菱UFJ銀行、★三井住友銀行、★りそな銀行、★埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、★きらぼし銀行、★東和銀行、★西京信用金庫、東京信用金庫、★青梅信用金庫、★多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協、★ゆうちょ銀行・郵便局

申し込みについて

市内金融機関で手続きができます。なお、★印の金融機関からの振替をご希望の場合は、市役所(納税課・保険年金課・介護福祉課)で手続きも可能です。

☎▼市内の金融機関＝預貯金通帳、通帳届出印、納税・納付通知書

▼市役所(納税課・保険年金課・介護福祉課)＝①口座振替しようとする口座のキャッシュカード(本人名義)②キャッシュカードの暗証番号③手続きに来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
※預貯金通帳の届出印は不要。

☎☎口座振替をお申し込みいただいた日によって、振替の開始期は異なります。詳細はお問い合わせください

■郵送申し込みも可能です

市役所などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、納税課宛てに郵送していただければ市が手続きを代行します。市外の金融機関をご利用の方や多忙のため来庁できる時間がない場合などは、口座振替依頼書を郵送しますので、納税課管理係までご連絡ください。



5年度固定資産税・ 都市計画税のあらまし

◎固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4割です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域のうち、市街化区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0・24割です。

固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」により算出されます。「課税標準額」は原則として、固定資産課税台帳に登録さ

れた価格です。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

◎土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られています。直近の評価替えは令和3年度に行われ、5年度は原則として3年度の価格を据え置きますが、地価の下落により据え置くことが適当でない場合は下落修正を行います。

5年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の均衡化を図る調整措置(負担調整)が継続されます。

◎家屋の評価・税負担

家屋については令和3年

度の評価額を据え置きます。また、次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、4年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

対象家屋①平成31年1月2日(令和2年1月1日)に建築された一般住宅(次の②以外の家屋)②平成29年1月2日(30年1月1日)に建築された3階建て以上の中高層耐火住宅など

◎固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(月)に発送します。第1期の納期限は5月31日(水)です。

※課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています(支払用の納付書は代表者のみに送付)。

☎課税課土地資産税係・家

国民健康保険 柔道整復師等 施術状況の確認

市では、医療費適正化への取り組みとして、被保険者が国民健康保険を使つて

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。施術内容の確認を文書で行う場合がありますので、負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などは保管していた

だき、照会文書が届いた場合には確認をお願いします。☎保険年金課国民健康保険係☎042・470・7733(6面へ続く)

「書かない窓口」導入のため 市民課周辺の記載台を撤去します

市民課では、6月より職員が来庁者から聞き取った情報を専用システムに直接入力し必要書類を作成する「書かない窓口」を導入し、住民票発行などの窓口業務の改革・改善を図ります。導入により、来庁者は住民異動や証明書請求に係る申請書を記入する必要がなくなるため、書類記入の時間を大幅に削減することができます。

導入準備のため、5月に記載台の撤去を予定しています。記載台撤去から6月までの間、各種申請書の作成はフロアソファなどにおかけいただきながら記入をお願いすることになります。一時的にご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

☎同課☎042・470・7722



市民課周辺の記載台とフロアソファ

(5面から続く)

国民健康保険
傷病手当金

国民健康保険の被保険者で、被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより働くことができなかった期間において、傷病手当金の支給を行っています。

対象者 次の①～③をすべて満たす方

- ①東久留米市国民健康保険の被保険者②雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者(個人事業主などは対象外)③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる療養のため働くことができず、給与等を受けることができない被保険者

支給対象日数働くことができなかった日から起算して3日を経過した日から働くことができなかった期間(支給額直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数(上限あり))

※給与等の全部または一部を受けることができる場合、支給額の調整や支給されない場合があります。

適用期間 2年1月1日～5年5月7日の間に罹患し、療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6月まで)

申請書類が必要な方には、書類を郵送しますので保険年金課国民健康保険係へお問い合わせください。なお、

申請には、保健所が発行する療養証明書や事業主による勤務状況の証明書などが必要で

国民健康保険係 ☎042・470・7733

5年度国民健康保険税
(国保税の税率などが
決定しました)

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が5年第1回市議会定例会で可決しました。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇を鑑み、国の税制改正のみに留め、その他の税率などについては、令和4年度と同じものとして据え置くこととしました。

地方税法施行令の改正に合わせて、課税限度額の引き上げと低所得者に係る保険税の軽減の見直しを行うことにより、加入者1人当たり平均で年額139円の引き上げとなります。

改正の内容

市では、健康情報提供サービスQUPIO+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの

の責任主体となったことから、国保財政は安定化に向けた一歩を踏み出すことができたものの、都への1人当たりの納付金額については増加の一途を辿っています。(左図参照)

本来は公費による負担と加入者の皆さんからいただく国保税によって国保制度の運営に必要な費用を賄うべきですが、所得に対する税負担が重くなりすぎてしまつことから、課税すべき額のの一部を一般会計からの赤字繰り入れ(3年度決算では3億8000万円)と国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

税負担が重くなりすぎてしまつことから、課税すべき額のの一部を一般会計からの赤字繰り入れ(3年度決算では3億8000万円)と国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

改正の内容

市では、健康情報提供サービスQUPIO+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの

受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでおり、一定の効果が上げられているところですが、近年の医療費の推移は増加傾向にあります。

また、5年度に市が都に納める国保事業費納付金は約37億6000万円に上り、国保財政の収支などを加味すると約7億9800万円の財源不足が見込まれますが、社会経済情勢などを鑑み、国保事業運営基金(貯金)の取り崩し額を増やすことで、国の税制改正のみに留めることとしました。(左表参照)

税制改正に伴う改正としては、課税限度額を見直し、後期高齢者支援分を20万円から22万円に引き上げたことにより、今回引き上げが見送られた医療分・介護分を合わせた課税限度額は104万円となりました。課

税限度額の引き上げにより、所得に応じた税率の改定ができることから、中・低所得者の負担増を抑制する効果があります。また、軽減の見直しでは、経済動向を踏まえて5割と2割の軽減判定所得を3年ぶりに引き上げました。この見直しにより、保険税の軽減が受けられる所得の範囲が拡大します。

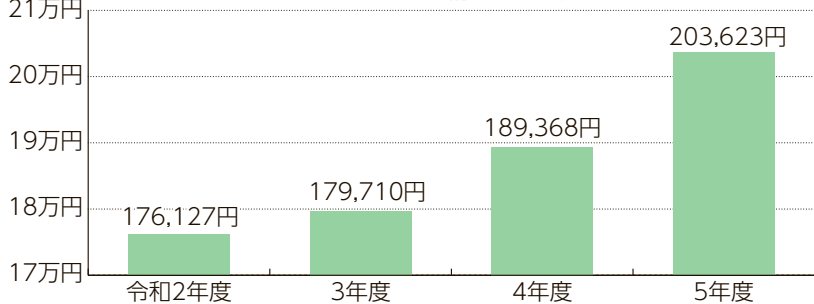
なお、今年度の予算編成に当たっては、保険税抑制分としての約4億5500万円を含む約5億8900万円の一般会計からの法定外繰り入れおよび国保事業運営基金(貯金)から1億4500万円の投入を行い、財源不足の補てんを行いました。

5年度後期高齢者医療
制度保険料の軽減特例

後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです(下図参照)。後期高齢者医療制度では、次の通り保険料の軽減措置を実施しています。

均等割額の軽減 同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額をもとに均等割額を軽減します。制度改正に伴い、5年度の軽減判定基準が見直しされます。具体的には均等割5割・2割軽減判定基準のうち、「被保険者数に乘ずる金額」が5割軽減は29万

図 1人当たり納付金額の推移



※東京都資料から作成。
※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額。

表 税率等改定表

項目	年度	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	4	5.52%	3万4,700円	65万円
	5			65万円
後期高齢者支援分	4	2.15%	1万2,900円	20万円
	5			22万円
介護分	4	1.88%	1万4,400円	17万円
	5			17万円

図 5年度の年間保険料額の算出式

均等割額
被保険者1人当たり
46,400円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額(※)
×所得割率9.49%

=

年間保険料額
100円未満切り捨て
(賦課限度額66万円)

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表 1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+ (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円以下	7割
43万円+ (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (29万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円+ (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (53万5千円 × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表 2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表 3 被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

円、2割軽減は53万5千円にそれぞれ引き上がります(左表1参照)
所得割額の軽減 所得が基準額を超えない被保険者は、所得割額が軽減されます(左表2参照)

経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません(左表3参照)。なお、低所得による均等割額の軽減(左表1参照)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます

8時半～午後5時)、FAX 0570・086・075、または同連合☎「東京いきいきネット」をご覧ください
▼個別の相談は市保険年金課高齢者医療係☎042・470・7846



東京いきいき
ネット



住環境

家族で災害時の行動について確認しましょう

春を迎え新学期がスタートしました。子どもたちは、年齢・学年に応じた防火防災を学び、行動力を身に付けていきます。ご家庭でも防火防災について一緒に確認してみましょう。

成長に応じて身に付けてもらいたいこと▼幼児Ⅱ災害時に身を守る動作ができる

▼小学生Ⅱ身の安全の確保、初期消火、応急手当ができる▼中学生Ⅱ基本的な防災行動力を身に付け、地域防災の担い手になる▼高校生Ⅱ災害時に自分で判断して初期消火や応急手当を行い、防火防災において社会に貢献できる▼大学生Ⅱ災害時にボランティア活動などを通して社会に貢献し、幼児などに安全教育を行うことができる

東久留米消防署では、成長に応じた防災教育を行っています。家族で防災訓練などに参加して地域ぐるみで防災行動力を高めていきましょう。

東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119（内線322）



お知らせ

市民アンケート調査を実施します

市が実施しているさまざまな行政サービスに関する

成果や実績などを把握するため、「市民アンケート調査」を実施します。市内在住の18歳以上の方の中から2,000人を無作為に抽出し、4月下旬（予定）に調査票を送付しますので、届いた方はご協力をお願いします。回答はインターネットまたは郵送から可能です。

他調査結果は市HPなどで公表します
国行政経営課 ☎042・470・7704

まろにえ祭り

出店・出演者募集

東日本大震災後、毎年行っている復興支援チャリティイベント「まろにえ祭り」では、生涯学習センター全館でさまざまな催しを行い、売上の一部を義援金として被災地へ寄付を行っています。祭りを盛り上げてくださる出店・出演希望の方を募集します。

日 7月23日（日）午前10時～午後3時（予定）
場 生涯学習センター

費 入場料無料。物品販売価格やイベント参加費用は当日各ブースにて表示
募 集 部 門 ①一般出店（物販・飲食）②子ども向け出店（ワークショップ・遊びブースなど）③パフォーマー（山出演）

出 店・出演参加資格 市内、または市近郊で活動を行っている団体・個人・商店・企業など
参 加 希 望 者 向 け 事 前 説 明 会 5月7日（日）午前10時から、生涯学習センター学習室1・2で

他詳細は同センターで配布する募集要項をご確認ください

さい（同センターHPからも閲覧可）
申 5月7日（日）～21日（日）に（必着）、応募用紙に必要事項を記入の上、〒203-00054、中央町2-6-23、生涯学習センター宛て郵送、FAX（042・473・7675）または直接同センターへ
同センター ☎042・473・7811



同センターHP

男女共同参画に関する出前講座

男女平等推進センターでは、市民の皆さんに「男女共同参画」についての正しい理解と認識を深めてもらうため、学習会や研修会に講師を派遣する「出前講座」を実施します。

講座テーマ①「男女共同参画って何？」②「防災と男女共同参画」③「女性と子どもを暴力から守る」④「ワーク・ライフ・バランス」
対 参 加 者 10人以上で、6年2月29日（木）までに開催するもの（先着順。1グループ1回まで）
他 5講座程度を予定。詳細は市HPをご覧ください
申 7月31日（月）までに直接同センターへ
問 同センター ☎042・472・0061、✉fifty2@city.higashikurume.jp



市HP

（8面へ続く）

「空き家バンク」を開設しました

市内の空き家の流通や利活用を促進し、管理されていない空き家の発生を予防することで、良好な住環境の維持・向上を図るため、空き家をお持ちの方と、利活用を希望される方をつなぐ仕組み「東久留米市空き家バンク」を開設しました。

所有する空き家を貸したい・売りたい方は、当該物件をこの「東久留米市空き家バンク」にご登録ください。市はその情報を市HPおよび「全国版空き家バンク」に掲載し、広く一般に提供します。また、空き家を借りたい・買いたい方は、「東久留米市空き家バンク」でご希望に沿う物件を探すことができます。

空き家をお持ちの方、また空き家をお探しの方も、ぜひ「東久留米市空き家バンク」をご利用ください。

他調査・交渉・契約の媒介は、市と協定を結んでいる東京都宅地建物取引業協会北多摩支部・第11ブロックや、全日本不動産協会東京都本部多摩北支部に所属する宅地建物取引業者が行います

申 問 環境政策課生活環境係 ☎042・470・7753



市HP

ワークショップ「たけのこ掘り体験」

市では、5年度から今後の市内の公園のあり方を検討する事業を実施します。5年度は、「子ども・子育て世代の視点から竹林公園をより映えさせるワークショップ」を開催します。

第1回ワークショップとして、竹林公園を知ってもらうためのたけのこ掘り体験を実施します。

日 5月7日（日）午前10時～正午

場 竹林公園

対 小学校3年生～6年生と保護者

定 先着15組（1組当たり保護者1人、児童3人まで）

持 飲み物、軍手、移植ごて、タオル、運動靴などの動きやすい服装

注 ▼竹林公園には駐車場がありませんので、自転車や徒歩でご来場ください ▼原則として、7月30日（日）、8月27日（日）、10月22日（日）いずれも午前10時～11時半に子どもセンターひばりにて開催予定の「子ども・子育て世代の視点から竹林公園をより映えさせるワークショップ」への参加をお願いします

申 4月17日（月）～21日（金）に専用フォームから申し込みを

問 環境政策課緑と公園係 ☎042・470・7753



専用フォーム



竹林公園

(7面から続く)

第51回くらしフェスタ くるめ実行委員募集

くらしフェスタくるめ(消費生活展は、くらしの中の契約や安全・環境・食・フェアトレードなど、消費生活を考え消費者意識の向上を図るイベントで、実行委員会と市の共催で開催しています。実行委員会では、消費生活に関心のある個人・団体・事業者の方を募集し、テーマや内容、PR方法などについて検討し、イベント運営を担っていただきます。市民の皆さんに消費生活に関心を持ってもらえるよう、実行委員として一緒に活動をお願いします。**他**第1回実行委員会は5月中旬を予定。会議は毎月1回2時間程度

申5月1日(月)までに(必着)、住所・氏名・電話番号、所属団体名・活動内容またはくらしフェスタくるめで企画したいことを記入の上、〒203-8555、市役所生活文化課市民協働係宛て郵送またはFAX(042・472・1131)で送信を

問同係 ☎042・470・7738
案内所
くるくるチャンネル
東久留米の情報サイト「くるくるチャンネル」は市内情報満載のサイトです。市民の皆さんが利用しやすいようサイトを見やすく改良するため、また、サイトへ登録したい団体の受け付けやSNSの使い方、チラシの配布方法などを相談できる場として、「くるくるチャンネル

市民農園利用者募集

区画に空きがある市民農園の利用者を募集します。定員に達している農園は補欠で受け付けします。

市**HP**および産業政策課窓口(市役所6階)で配布している「市民農園利用心得」を必ずお読みいただき、内容をよく理解の上、申し込みをお願いします。既に利用が決定している方は申し込みできません。先着順で受け付けします。詳細は市**HP**をご確認ください。

募集農園 小山農園・神宝農園

申込方法 4月17日(月)午前8時半から、市**HP**または産業政策課窓口で配布している申込書に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所産業政策課農政係宛て郵送、または開庁時(正午～午後1時を除く)に同課へ持参を

問同係 ☎042・470・7743



市**HP**



市民農園

二十歳(はたち)の つどいについて

20歳になった皆さんの新しい門出を祝福するため、来年1月に「二十歳(はたち)のつどい」を開催します。民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、市では今まで通り20歳の方を対象とします。

日6年1月8日(月・祝)▼1回目=午前10時半から▼2回目=午後1時半から

場生涯学習センター

対平成15年4月2日～16年4月1日に生まれた方

▼1回目=久留米・西・南中学校の学区にお住まいの方

▼2回目=東・大門・下里・中

央中学校の学区にお住まいの方

問市文化協会 ☎042・477・4700

または生涯学習課生涯学習係 ☎

042・470・7784



市**HP**



小山茶園サポーターズ クラブメンバー募集

「小山茶園」は、東久留米市の北部小山地域に広がる「小山緑地保全地域」の一角にあるお茶畑です。同クラブは、お茶と自然を愛する市民のボランティアで、お茶の木の管理作業をし、毎年おいしいお茶を作って、市内のイベント時に活用したり、消費者啓発活動を行ったりしています。今年もメンバーを募集しますので、興味のある方はぜひご入会ください。

日3月～10月の毎月第2・第4土曜日午前9時半～11時頃

場小山緑地保全地域内茶畑(小山1-16)

申電話で生活文化課へ(随時受け付け)

問同課市民協働係 ☎042・470・7738



小山茶園



援農ボランティアを 募集します



都市農業への理解を深めていただくとともに、農家さんが営農を継続できるよう、援農ボランティアを募集します。この援農ボランティア養成事業では、農業に関する講義や視察、農家での実習を受けていただいてから、ボランティアを行えるので初心者の方でも安心してご参加いただけます。説明会を開催しますので、市**HP**などで内容をご確認の上、ご応募ください。

日5月17日(水)午前10時～正午

場市役所7階703会議室

内事業説明、実習受け入れ農家との顔合わせ

対18歳～75歳で健康な方

注▼ボランティア活動ですので、賃金や交通費、弁当代などの報酬の支給はありません。無償での活動であることをご理解いただいた上でご応募ください▼活動中の万一の傷害に備え、各自保険に加入してください

申5月10日(水)までに(必着)、市**HP**または産業政策課窓口(市役所6階)で配布している「説明会出席申込書」に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所産業政策課宛て郵送、☎(sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)または開庁時(正午～午後1時を除く)に同課へ持参を

問同課農政係 ☎042・470・7743



市**HP**

榛名地域宿泊助成制度

市では、榛名湖周辺の宿泊施設と契約を結び、利用料金の一部を助成しています。

対市内在住で6歳以上の方

助成金額1,000円(予算の範囲内で1年度につき1人1泊を限度に助成)

他利用料金は、各施設に直接お問い合わせください

申利用の際は「宿泊施設利用券」が必要です。利用券の交付は、下表の宿泊施設に直接予約した上で、生活文化課(市役所2階)へ申請してください

問同課 ☎042・470・7738

榛名地域契約宿泊施設

施設名	電話番号	部屋数 (収容人数)	備考
榛名湖温泉ゆうすげ元湯	027・374・9211	26室(96人)	天然温泉
コテージ		5棟(40人)	
旅館高原	027・374・9107	9室(50人)	団体料金あり
セゾン・ド・はるな	027・374・9611	12室(58人)	



榛名湖と榛名山

職員募集

5年度小学校給食調理員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間任用した日～6年3月31日

勤務時間原則勤務校の給食実施日の午前9時～午後3時半(昼休憩60分含む)

※有給休暇(任用開始から6カ月以降、その他市規則に基づく各種休暇あり(勤務日数・勤務時間による))

勤務内容小学校給食の調理補助

勤務場所第十小学校、神宝小学校

募集人数若干名

報酬など時給1101円



(別途通勤手当、期末手当などの支給は市の規定による)

他被服貸与・細菌検査あり

応募書類市販履歴書(写真貼付)

申応募書類を〒203-8555

5、市役所6階学務課宛て

郵送、または直接同課へ持参を。書類選考後、条件が

合えば面接の上決定。応募書類は返却しません

同課保健給食係 ☎042・470・7779

青い鳥郵便葉書を無償配布します

日本郵便株式会社では、身体障害者および知的障害者の福祉に対する理解と認識を深めることを目的として、重度の身体障害者または重度の知的障害者で希望する方に、通常郵便はがき20枚を青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入れてお送りします。

eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。インターネットバンキングなどの納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに全国の自治体に一括で納税することが可能です。詳細はeLTAXHPをご覧ください。

都税の納付にスマートフォン決済アプリをぜひご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は都主税局HPをご確認ください。

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます



eLTAXHP

問立川都税事務所 ☎042・523・3171



都主税局HP

問立川都税事務所 ☎042・523・3171

市民伝言板

会員募集

◆東久留米ペン習字会=日第1・第3月曜と水曜日午前10時～正午他場生涯学習センター費入会金300円、会費月2,690円他他午後の場合もあり。つけペンとボールペン。初級から上級まで河端 ☎042・475・8455

◆カラオケ(ひまわりクラブ)=日月2回。水曜日午前10時～正午場東部地域センター費入会金1,000円、会費月2,000円他他プロの作曲家先生が歌の基礎から親切丁寧に指導。初心者歓迎見学可河端 ☎042・477・4318

◆唱歌合唱(合唱団もみじ)=日毎週水曜日午前10時～正午場東部地域センター費入会金2,000円、会費月3,000円他他楽譜が読めなくても大歓迎です。一緒に楽しく歌いましょう河端 ☎042・471・2936

◆東久留米スポーツウエルネス吹矢協会=日月4回。金曜日午前9時～11時場スポーツセンター費入会金1,000円、会費1回200円他他スポーツウエルネス吹矢式呼吸法で健康な身体と集中力を作ろう河端土屋 ☎090・3314・0902

催し

◆第37回春の美術展(東久留米美術連合会)=日4月26日(水)～30日(日)午前10時～午後5時場生涯学習センター2階他市内で活動する美術家と美術研究グループの日頃の成果を発表します河川口 ☎042・471・9928

◆第4回フードパントリー in 東久留米市民プラザ(東久留米フードパントリーひよこ実行委員会)=日5月4日(休・祝)午後1時～3時場市民プラザホール(市役所1階)他他食品などの無料配布および相談・子どもコーナーの実施。予約は4月23日(日)まで河古谷 ☎080・2007・3558(午後7時以降)

◆ミュージックサロン風花オープニングイベント(かざぐるま)=日5月25日(木)Ⅰ部=午前10時半から、Ⅱ部=午後1時から場ミュージックサロン風花(新川町1-3-17)他Ⅰ部は音のある紙芝居とわらべ歌遊び。Ⅱ部は童謡と昭和歌謡を歌う会河小川 ☎090・3542・6665



行政情報アプリ「マチイロ」でも「広報ひがしくるめ」をご覧になれます

スマートフォンなどで同アプリを取得して「お住まいの地域」で「東京都東久留米市」を登録の上、ご利用ください。

注通信料は利用者の負担になります

問秘書広報課広報係 ☎042・470・7708



マチイロ

